

## 県民の皆様へ

本日、政府対策本部は、本日から5月6日までの間、島根県を含む全47都道府県を、特別措置法に定める「緊急事態宣言」の対象地域とされました。

これ以上の全国的な感染拡大を防ぐという、政府の強い意思の表れだと思っています。

島根県としては、特別措置法や政府の方針に基づき、島根県の現状を踏まえて、迅速に対策を進めてまいります。

県民の皆様には、一点目として、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに自宅などから外出しないようお願いします。

二点目として、大型連休期間中には、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するようお願いします。

その際、一点目の外出自粛の対象とならない生活の維持に必要な場合の具体例としては、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩などがあげられます。

また、現時点では、子どもの登校は生活の維持に必要な外出とは認められないため、児童・生徒の皆さんには登校しないよう要請することになります。

このため、県教育委員会に、現場が混乱しないよう実情に合わせて、できるだけ早く休業するよう要請し、週明けの4月20日から5月6日まで全ての県立学校（高等学校・特別支援学校）が休業する予定です。

また、全ての国立・公立・私立の幼稚園・小中学校・高等学校の設置者に対して、同様の措置をとるようお願いします。

同時に、県内で発生しているクラスター対策と、医療の確保に全力で取り組み、県民の皆様の命と健康を守ってまいります。

令和2年4月16日

島根県知事 丸山達也